

公共労速報 No.253

2017年4月25日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL03-3872-6175

第2回本部団交

2017春闘

「おかしい」ことには「おかしい」と声をあげることが要求前進の力だ！

ストライキは中止 継続協議へ

公共労は本日25日、公立学校共済組合本部理事者と2017春闘第2回団交を行いました。第1回団交で協議しきれなかった要求について主に協議をしました。



見習い期間は超勤申請してはダメ?! ガイドラインの徹底を!

今年1月に厚労省から出された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の徹底について、前回団交では各病院に周知徹底することだったので、今日までに各支部で病院側にこのことについて確認をしてきました。(ガイドラインについては速報NO.247を参照)。徹底自体はまだまだこれからというところですが、支部でガイドラインに照らし、職場を点検していくと様々問題が発覚。異動して1か月は見習い期間だから超勤申請してはダメ、申請時間に上限が設けられている、残業時間に上司からお菓子が配られたので食べたなら「お菓子を食べたのだから残業ではない」とされた、強制ではないという勉強会に出ていなかったとして人事評価を下げられた等々。団交でこれらの事例もあげて質すと、「現場でおかしいことは現場で言ってほしい。言っただけで、病院が聞く姿勢ではないなら、本部から病院に指導することができる。」と回答しました。

理事者側は病院にガイドラインの趣旨は守らせるということなので、引き続き各支部で、ガイドラインに沿って職場を点検しながら病院に適正な措置を促し、それでも是正されないようなら本部団交でぶつけましょう。

専門看護師、認定看護師の資格維持費を100%支援しろ

専門看護師や認定看護師は診療報酬にも関わる資格ですが、資格維持に必要な年2回の研修費用の半分しか補助が出なく、残りは自腹となっています。職場での有資格者への扱いもひどく、資格維持費用を出してくれる別の病院に転職するという例も。資格維持費を100%出すことによって、有資格者の離職防止に寄与すべきと要求しました。理事者側は「決まっている財源の中で、全体のスキルアップにお金をかけたい。離職防止については各病院が考えることである」として「考えていない」という回答に終始しました。

次ページへつづく

